

## 第1章／総則

### 第1条(約款の適用)

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。尚、この約款に定めのない事項については、第35条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第2章/予約

### 第2条(予約の申込み)

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法により、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、当社は電話連絡並びに電子メールによる予約に応じますが、予約内容と実際に相違があった場合でも当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

### 第3条(予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

### 第4条(予約の取り消し等)

1. 借受人は、別に定める方法により予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

3. 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとし、
4. 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとし、
5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災そのほかの借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとし、この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとし、

#### 第5条(免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

### 第3章／貸渡し

#### 第6条(貸渡契約の締結)

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとし、ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第7条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第9条第1項に定める貸渡料金を支払うものとし、
3. 運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとし、
4. 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第12条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、注1 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号平成7年6月13日)の2(10)及び(11)のことをいいます。

す。注2)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号などの告知を求めます。
7. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
8. 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。
9. 当社は、借受人または運転者が前3項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金などの扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

#### 第7条(貸渡契約の締結の拒絶)

1. 借受人(運転者)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
  - ①貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は運転免許証の提示をせず、もしくは当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
  - ②酒気を帯びていると認められるとき。
  - ③麻薬、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
  - ④チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
  - ⑤指定暴力団若しくは指定暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
  - ⑥当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
  - ⑦風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
2. 借受人(運転者)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
  - ①予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なる時。
  - ②過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
  - ③過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。

- ④過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。)において、第15条又は第20条第1項に掲げる行為があったとき。
  - ⑤過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
  - ⑥別に明示する条件が満たしていないとき。
  - ⑦その他、当社が適当でないと認めたとき。
3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立しているときは、予約の取りしがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

#### 第8条(貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

#### 第9条(貸渡料金)

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。(基本料金、オプション料金、燃料代、免責補償料、特別整備料、引取配車料、その他の料金)
2. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い貸渡料金によるものとします。
3. 貸渡料金については細則で定めるものとします。
4. 基本料金は、レンタカーの貸渡しにおいて、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

#### 第10条(借受条件の変更)

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第6条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第11条(点検整備及び確認)

1. 当社は道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3. 借受人(運転者)は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに設備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
5. チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

#### 第12条(貸渡証の交付、携帯等)

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人(運転者)に交付するものとします。
2. 借受人(運転者)は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人(運転者)は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

### 第4章／使用

#### 第13条(管理責任)

1. 借受人(運転者)は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 借受人(運転者)は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

#### 第14条(日常点検整備)

借受人(運転者)は、使用中のレンタカーについて、使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検設備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

#### 第15条(禁止行為)

1. 借受人(運転者)は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- ①当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- ②レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第6条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た以外の者に運転をさせること。
- ③レンタカーを転貸し、又はほかに担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- ④レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ⑤当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- ⑥法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- ⑦当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- ⑧レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- ⑨その第6条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
- ⑩飲酒運転を行うこと、当社の承諾を得ることなく、撮影又はイベント等にレンタカーを使用すること。

2. 本条、第16条又は第20条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続を開始することがあります。

#### 第16条(違法駐車の場合の措置等)

1. 借受人(運転者)は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人(運転者)は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人(運転者)に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカー借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人(運転者)はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人(運転者)に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人(運転者)はこれに従うものとします。

4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人(運転者)に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人(運転者)はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人(運転者)の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合はには、当社は借受人(運転者)に対し、次に掲げる金額(以下、「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人(運転者)は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
  - (1) 放置違反金相当額
  - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
  - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

## 第5章／返還

### 第17条(返還責任)

1. 借受人(通転者)は、レンタカーを借受期間満了時までには所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人(運転者)が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人(運転者)は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人(運転者)は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

### 第18条(返還時の確認等)

1. 借受人(運転者)は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人(運転者)は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

#### 第19条(借受期間変更時の貸渡料金)

1. 借受人(運転者)は、第10条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2. 借受人(運転者)は、第10条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
3. 借受人(運転者)は、第17条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。
4. 借受人(運転者)は、第10条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。【返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%】

#### 第20条(不返還となった場合の措置)

1. 当社は、借受人(運転者)が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとります。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人(運転者)は、第25条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人(運転者)の探索に要した費用を負担するものとします。

#### 第21条(故障発見時の措置)

借受人(運転者)は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

#### 第22条(事故発生時の措置)

1. 借受人(運転者)は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - ①直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - ②前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き当社又は当社の指定する工場で行うこと。

③事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

④事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2. 借受人(運転者)は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人(運転者)の事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
5. 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

#### 第23条(盗難発生時の措置)

借受人(運転者)は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- ①直ちに最寄の警察に通報すること。
- ②直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ③盗難その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第24条(使用不能による貸渡契約の終了)

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借渡人(運転者)は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に関する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
3. 故障等が借受人(運転者)及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
4. 借受人(運転者)は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生じる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章／賠償及び補償

### 第25条(賠償及び営業補償)

1. 借受人(運転者)は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。
3. 借受人(運転者)は、約款第15条(1項)(飲酒運転の禁止)に定める事項に違反して、事故を起こした場合は、いかなる理由によってもその責任を免除されず、当社に対して違約金として金 30万円を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

### 第 26条(保険及び補償)

1. 借受人(運転者)が第25条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
  - ①対人補償1名限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
  - ②対物補償1事故限度額無制限(免責金額 10万円:借受人が負担)
  - ③車両補償1事故限度額時価額(免責金額 10万円:借受人が負担)
  - ④搭乗車傷害補償搭乗者 1名限度額 1,000万円
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3. 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
4. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人(運転者)の負担とします。ただし、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人(運転者)の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害については、その損害が当該激甚害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人(運転者)に故意又は重大な過失があつ

た場合を除き、借受人(運転者)はその損害を補償することを要しないものとします。

5. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
6. 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人(運転者)の負担とします。

## 第8章/貸渡契約の解除

### 第27条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人(運転者)が使用中にこの約款に違反したとき、又は第7条第1項および第2項各号または第15条各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

### 第28条(中途解約)

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て事項に定める中途解約手数料を支払ったうえで貸渡契約を解約することができます。この場合、当社は、別途定める規定に該当する時を除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。【中途解約手数料＝((貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)]x 50%】

## 第9章/個人情報

### 第29条(個人情報の利用目的)

1. 当社が借受人(運転者)の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - ①道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事実許可を受けた事業所として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
  - ②借受人(運転者)に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスなどの提供並びに

各種イベント、キャンペーンなどの宣伝広告物の送付、Eメールの送信等の方法により案内。

③貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査。

④ 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として借受人(運転者)に対してのアンケート調査。

⑤個人情報を経営的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人(運転者)の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第30条(個人情報の登録及び利用の同意)

借受人(運転者)は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人(運転者)の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協会システムに7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

①当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

②当社に対して第16条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

③第20条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

## 第10章／雑則

### 第31条(自動車貸渡契約書)

①お客様からお預かりしたお車についての責任は一切負いかねます。(都合により移動する事もございます。また、貴重品等は車内に置かないようお願い致します)

②契約内容を変更する場合及び、故障あるいは事故が発生した場合は必ず当社へ連絡の上その指示に従って下さい。

次のような場合は事故の全責任がお客様にかかりますのでご注意願います。

- 警察への事故の届け出がない場合
- 当社の上承を得ないで示談をした場合
- 当社の上承を得ないで貸渡期間を延長し事故した場合
- 飲酒及びスピード違反などの悪質な運転により起こした事故

- 搭乗者無免許運転事故
  - 貸渡し約款、自動車保険約款に違反して起こした事故
- ③レンタカーを使用出来なかったことによる損害についてはその理由にかかわらず機械的な原因によるものであっても当社では保証致しません。キャンピングカーの性質上、耐久性が優れない箇所がございますので取扱には十分ご注意ください。
- ④違法駐車、無断駐車等で罰せられた場合や、レッカー移動などされた場合は直ちに反則金等を納付し、引き取りなどの諸費用は貸受人又は、運転者が負担すること。
- ⑤車内外の各装備の使用時の破損については、お客様に修理代をご負担頂きます。
- ⑥トイレの使用は衛生上、使用禁止です。また、走行中は、火気類の使用も禁止です。
- ⑦車内は禁煙です。(拭いても取れない汚れやシミ、臭い等もNOCの対象となります)
- ⑧運転席、助手席以外は土足厳禁です。
- ⑨返却前に燃料を満タンにして返却して下さい。(不足時は別途請求)
- ⑩返還場所を変更した時は、返還場所変更により回送の為の費用をご負担頂きます。
- ⑪当社はお客様より頂いた個人情報を細心の注意をもって取り扱います。また、頂いた個人情報を用い、お客様へサービス向上の為にダイレクトメールを送ることがあります。

※ 免責保証について※

万一の事故に際し、お客様のご負担となる車両免責額10万円を保証する制度です。ただし、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。また、タイヤのパンク修理は、お客様ご負担となります(保険非対応項目の為)事故の場合対応可能。お客様が保険非加入の場合は、弊社の車両保険対応となりますので、(NOC)と別途 150,000円をご請求させていただきます。

(保険料3年間割増し料金分)

※車両が大破し、修理に長期の期間が要する場合、営業利益分をご請求させていただきます。

(金額は貸渡会社との示談)

※ノン・オペレーションチャージ(NOC)について

1. 万一当社の責任によらない事故、盗難、故障、汚損等が発生し、車両の修理、清掃等の程度や修理等の所要時間にかかわらず申し受けます。※車両、対物事故免責補償制度にご加入の場合でもご負担頂きます。
2. 返却予定場所に車両が返却された場合(自走可能)50,000円
3. その他、(上記以外の場合)100,000円

※規約について

貸出時間貸出 10:00から返却18:00まで

時間延長延長料金は30分当たり1,100円を頂戴致します。また、延長する場合は必ず事前にご連絡願います。

#### ※キャンセル料金

ご予約は貸出料金の入金確認が出来次第、予約完了となります。

予約をキャンセルされる場合は下記のキャンセル料を頂きます。

乗車の31日前まで……………無料

乗車の30日前～21日前まで………基本料金の30%

乗車の20日前～11日前まで………基本料金の50%

乗車の10日前～4日前まで………基本料金の80%

乗車の3日前～当日は……………基本料金の100%

#### ※走行距離超過料金

基本レンタル料金

1日あたりの走行距離の上限500km

(\* 前日貸出プラン、貸出延長プランは日数にカウントしません)

走行距離が貸出日数×500Km/日

(\*12時間レンタルの場合は1日目を250kmでカウント)を超える場合は、別途距離 超過料金(50円/1km)が必要となります。

#### ※日程振替制度

ご利用予定日に移動に制限がある様な悪天候や天災等によりご利用に支障がある場合は、一度キャンセル料金を当店がお預かりした後、別日程に振替する事が可能です。振替日はハイシーズンや連休期間は不可とし双方が協議の上決定致します。振替回数は一回のみで振替可能期間は半年以内とし、ご利用無き場合は通常のキャンセルとして取扱いします。振替後の日程と振替前の日程とでシーズンが違い利用料金に追加が必要な場合が御座いますが、料金が安くなる場合には振替前の料金にてご利用頂く事になります。上記の様な場合を除き、お客様の都合による日程の変更で利用日数の減日の場合は返金不可の場合が御座います。増日については他の予約の関係上お断りする場合がございます。

#### 第32条(ペット同乗の注意事項)

##### 条件

- 同乗可能なペットは、室内飼い限定の小型犬となります。  
(レンタル当日ではなく事前相談をお願いしています)

- 狂犬予防注射とワクチンの接種が完了していない犬は同乗できません。
- トイレに自信があってもオムツ着用をお願いします。ペットの排泄物は飼い主様の責任で処理してください。
- 同乗前までに、シャンプーを心がけ匂いには十分気を付けてください。

#### 追加料金

臭気、汚損、破損などにより車両の修理が必要になった場合はクリーニング費用、修理代金とノンオペレーションチャージをお支払い頂きます。

車酔い等で汚してしまった場合もクリーニング代が発生するのでご注意ください。また、無断でペットや動物を同乗させた場合、クリーニング代金として3万円～お支払い頂きます。

#### 第 33条(消費税)

借受人は(運転者)は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を支払うものとします。

#### 第34条(遅延損害金)

借受人(運転者)及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 35条(細則)

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
2. 当社は、別に細則を別に定めたときは、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

#### 第36条(合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。